

第 37 回日光医療センター生命倫理委員会議事録

日 時：平成 30 年 1 月 12 日（金）16:30～16:45

場 所：6 階会議室No.3

出席者：安副院長（委員長）、緑川副院長、岩瀬薬剤部長、影山事務部長
（以上、指定委員）

長田整形外科長、戸田膠原病・アレルギー内科長、伴場糖尿病・内分泌内科長、
（以上、委員長推薦）

新江学弁護士、湯澤光明日光市副市長（以上、外部委員）

欠席者：藤井看護部長、
宮地外科長（以上、委員長推薦）

陪席者：原看護副部長、五月女事務次長、新島（CRC）、山口（CRC）、山越（事務員）

<議 事>

1. 前回議事録確認

第 36 回日光医療センター生命倫理委員会議事録の確認が行われ、異議なく承認された。

2. 報告事項

I. 迅速審査結果報告：1 件

- 1) 申請者：糖尿病・内分泌内科 学内准教授 中谷 祐己
対象疾患：副甲状腺癌の DNA 型について
申請：遺伝子検査を実施する際の必要書類について
審査判定：承認（H30.1.4）

上記、迅速審査にて審査の結果、院内委員全員の合意により賛成となり、病院長より承認された旨の報告があった。委員からの意見・異論は特になし。

II. その他：1 件

1) 臨床研究法案（特定臨床研究）について

安委員長より、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）の概要説明が行われた。
この法案により臨床研究を行う際に、認定臨床研究審査委員会に審査をかけなくては
いけなくなり、今の所壬生の本院も、認定臨床研究審査委員会の設立の予定はなく、この
ままいけば外部の認定臨床研究審査委員会に審査を依頼する事になる。

その場合は、一度日光医療センターの生命倫理委員会で審査をかけてから、外部の認定臨床
研究審査委員会にかける。

また、現在動いている特定臨床研究で該当する研究に関しては、H31.3.31 までに終了す
る分に関しては認定臨床研究審査委員会にかける必要はないが、終了しない研究に関し
ては、認定臨床研究審査委員会にかける必要があり、H30.10 頃までには認定臨床研究審
査委員会に申請した方がよいと思われる。

より詳しい情報が入り次第、生命倫理委員会に報告する旨が委員長より伝えられた。

以 上

議事要録署名（委員長）

印